

埼玉県食品衛生自主管理優良施設確認制度実施要領

(目的)

第1 この要領は、「埼玉県食品衛生自主管理優良施設確認制度」(以下「制度」という。)の実施のために必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要領における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 制度とは、埼玉県が定める彩の国ハサップガイドライン(以下「ガイドライン」という(参考別添。))を用いる優良施設に対して、県がこれを確認し、その事実を公表等することにより、ガイドラインの普及を図り、もって県内食品営業施設等の衛生水準の向上に資するための制度をいう。なお、県が管轄していない県内の営業者であって、優良施設として確認を受けたいとの意思がある場合は、施設を管轄する自治体に協力を得て、確認することとする。
- (2) 制度対象業種とは、食品衛生法(昭和22年法律第233号以下同じ。)第52条に基づく許可及び食品衛生に関する条例(昭和25年条例第32号以下同じ。)第2条に基づく許可業種並びに食品衛生法施行条例(平成12年条例第22号)第5条及び第7条に基づく届出をした業種をいう。
- (3) 制度対象施設とは、県内(さいたま市、川越市を除く。以下同じ。)に所在し、(2)の許可を取得した食品営業施設又は届出をした施設とする。
- (4) 優良施設とは、ガイドラインに基づいて制度対象業種の食品衛生自主管理(以下「自主管理」という。)が一定の水準を満たしている制度対象施設又は、これと同等以上の自主管理を行っている施設をいう。
- (5) 生活担当及び監視担当とは、平成13年3月29日付け生衛第2358号の部長通知「食品監視担当グループ及び生活衛生・薬事担当グループ等における食品監視等の事務処理要領等の制定について」に基づく担当名をいう。
- (6) 判定会議とは、生活担当及び監視担当に所属する食品衛生監視員で構成し、対象業種の自主管理が一定水準を満たしていることを判定する会議をいう。
- (7) HACCP選択施設とは、食品衛生法施行条例第3条に規定する管理運営の基準で危害分析・重要管理点方式を用いる場合の基準(HACCP導入型基準)を選択し、衛生管理をしている施設をいう。

(確認の申出)

第3 この制度に基づく優良施設の確認を受けようとする者は、様式第1号の申出書を制度対象業種ごとに必要事項を記載し、定められた書類を添付したものを作成し、制度対象施設を管轄する生活担当に、正本1部副本2部を提出するものとする。

(各担当の役割)

第4 申出書の提出を受けた生活担当は、申出書の記載事項及び添付書類が整っているか確認し受理する。また、副本1部を管轄する監視担当へ送付する。

2 生活担当及び監視担当は、協働して現地調査を行い自主管理等が申出書の内容ど

おり実施されているかなど第5の確認事項について調査する。

- 3 監視担当は、生活担当が受理した申出書に関する判定会議を開催する。
- 4 判定会議においては、申出書及び現地調査内容等から制度対象業種の自主管理が一定水準を満たしているかについて総合的に判定する。
- 5 判定会議において、確認事項における自主管理が不十分であるとされた場合、対象業種に係る必要な指導助言を行うこととする。
- 6 判定会議において、確認事項における自主管理を十分に備えていると判定された場合、管轄する生活担当は、優良施設に適合することを確認する様式第2号の「彩の国ハサップ取組確認施設」（以下「確認済票」という。）を作成する。
- 7 生活担当は、「確認済票」に申出書副本1部を添えて、申出者に交付する。
- 8 生活担当は、「確認済票」を作成した施設の台帳を作成し、監視担当及び食品安全課に報告するものとする。
- 9 食品安全課は、前項の報告を受けた場合、食品安全課のホームページの「食品衛生自主管理優良施設一覧」に掲載する。

（確認事項）

- 第5 制度対象業種の自主管理が一定水準を満たしていることを調査等により確認する事項は、別記のとおりとする。

（確認の特例）

- 第6 食品衛生法第13条に基づく総合衛生管理製造過程承認施設、ISO22000認証施設、HACCP選択施設等にあつては、一定水準以上の自主管理を行っている施設として承認又は認証を示す書類の写しや、直近の監視記録等の書面をもって申出の際の添付書類に代えることができる。

また、これらの施設に対しては確認の申出によることなく、前述の書面により優良施設と認められる理由に代えることとし、判定会議を省略することができる。

- 2 業界団体等の認証等を取得する施設であつて、その認証等が第5の確認事項を満たすことが明らかである場合は、前項の取扱いを行うものとする。

（有効期間）

- 第7 第4の7に規定する確認済票の有効期間は、確認の日から起算して3年間とする。ただし、HACCP選択施設は、営業の許可期限までとする。

（確認後の監視指導）

- 第8 優良施設の監視指導については、必要に応じ行うこととする。

- 2 監視指導に当たっては、施設の衛生管理が申出書の衛生管理要領に基づき実施されているかを確認する。
- 3 衛生管理要領に基づき実施されていない場合、同要領の変更等を指導すること。
- 4 重要管理点（以下「CCP」という。）を設定した工程については、特に記録頻度の妥当性について指導助言を行うこと。

（変更の届出）

第9 申出書の添付書類に関して次の各号に該当する変更が生じた場合は、様式第3号の埼玉県食品衛生自主管理優良施設確認施設変更届（以下「変更届」という。）に変更した事項及びその内容を記載した書類を添えて生活担当に届け出ること。

- (1) 衛生管理要領
- (2) 取扱食品及び製品
- (3) 重要管理点（CCP）
- (4) 製造工程

2 前項の変更届出は、第7に規定する有効期間に影響を及ぼさないものとする。

（確認の継続）

第10 申出者が、確認を受けた優良施設について、有効期間満了後も引き続き確認を受けようとするときは、有効期間満了前に継続の申出を行うものとする。

2 当該申出は、第3に基づき行うものとする。なお、添付書類については、変更が生じたもののみ提出することとする。

3 当該申出に係る各担当の役割は、第4に基づくものとする。

（継続の特例）

第11 優良施設の確認後の監視指導において、その自主管理が良好な施設と生活担当又は監視担当が確認したときは、継続の申出によることなく優良施設の継続が可能であるものとする。

2 前項の施設若しくは第10の申出をした施設が、前回の申出時に確認した事項に変更がないか若しくは軽易なものであり、判定結果に影響がないことが明らかな場合には、判定会議を省略することができる。

3 HACCP選択施設となった優良施設の継続については、別途定める。

（確認済票の返納）

第12 確認を受けた申出者又は制度対象施設が、次の各号いずれかに該当するときは、生活担当あて様式第4号の埼玉県食品衛生自主管理優良施設確認施設返納届（以下「返納届」という。）に確認済票を添えて提出するものとする。返納届を受理した生活担当は、当該返納届の写しを監視担当に回付し、食品安全課へ報告するものとする。

- (1) 第8に基づく監視を受けた結果、確認を受けた施設が確認基準を満たす見込みがないと判断された場合
- (2) 食品衛生法第54条、第55条又は第56条の規定により営業許可の禁止又は停止等の処分を受けた場合
- (3) 食品衛生に関する条例第6条の規定により営業許可の禁止又は停止等の処分を受けた場合

2 前項の(1)、(2)又は(3)により申出者が確認済票を返納したときは、その日から起算して1年を経過しなければ新たに確認の申し出をすることができないものとする。

3 食品安全課は、生活担当から前項の報告を受けた場合、食品安全課ホームページの「食品衛生自主管理優良施設一覧」から当該施設を削除する。

(優良施設確認マーク)

第13 優良施設において製造された製品等へ別に定める規程に基づき優良施設確認マーク(以下「マーク」という。)を使用することができる。

2 マークの仕様及び使用等の取扱いについては、別に定める。

(読替規定)

第14 本県以外の自治体においては、要領中の規定を次のように読み替えるものとする。

(1) 「生活担当」及び「監視担当」とあるのは「市保健所食品担当」と、「保健所長」とあるのは「市保健所長」と、「食品安全課」とあるのは、「埼玉県保健医療部食品安全課」とする。

(2) 第2の(2)の制度対象業種は「これと同等の業種」とする。

(3) 第2の(7)の「H A C C P 選択施設」は、本県以外の自治体の規定によるものとする。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成21年11月食品安第542号)

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附 則(平成22年3月食品安第800号)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月食品安第52号)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月食品安第968号)

この要領は、平成28年3月29日から施行する。

ただし、要領第5の確認事項に係る規定は、本要領の確認を既に受けている優良施設が、確認の継続を行う日から施行する。